

電気供給約款 【低圧】

札幌電力

目次

I 総則	4
1.適用	4
2.電気供給約款の変更	4
3.定義	4
4.単位及び端数処理	6
5.実施細目等	6
II 契約の申込み	7
6.申込み	7
7.契約の要件	7
8.電気供給契約書の作成	7
9.契約期間	7
10.電気供給契約の単位	7
11.供給の開始	7
12.供給の単位	8
III 契約種別及び料金	9
13.契約種別および電気料金	9
14.料金等	9
IV 料金の算定及び支払い	10
15.料金の適用開始の時期	10
16.検針日	10
17.料金の算定期間	10
18.使用電力量の算定	10
19.料金の算定	10
20.料金の支払義務ならびに支払期日	11
21.料金その他の支払方法	11
22.延滞利息	12
23.供給場所への立入りによる業務の実施	13
24.電気の使用にともなうお客さまの協力	13
25.供給の停止	13
26.供給停止の解除	14
27.供給停止期間中の料金	14
28.違約金	14
29.供給の中止又は使用の制限もしくは中止	15
30.制限又は中止の料金割引	15

31.損害賠償の免責	15
32.設備の賠償.....	15
VI 契約の変更及び終了	16
33.電気供給契約の変更	16
34.名義の変更.....	16
35.電気供給契約の終了	17
36.供給開始後の電気供給契約の終了又は変更にとりなう料金及び工事費の精算	17
37.解約等	17
38.電気供給契約終了後の債権債務関係.....	18
VII 工事及び工事費の負担金	19
39.供給方法および工事	19
40.工事費負担金等相当額の申受け等	19
VIII 保安.....	20
41.調査に対するお客さまの協力.....	20
42.保安等に対するお客さまの協力	20
IX その他	21
43.反社会的勢力の排除	21
44.管轄裁判所.....	21
45.信用情報の共有	21
46.本供給約款の実施期日	22
別表.....	23
1.再生可能エネルギー発電促進賦課金	24
2.燃料費調整.....	24
3.契約種別および電気料金.....	29

I 総則

1.適用

当社がお客さまに対して低圧で電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気供給約款(以下「本供給約款」といいます。)によります。

2.電気供給約款の変更

- (1) 一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により本供給約款の変更が必要となった場合、そのほか当社が必要と判断した場合、当社は本供給約款を変更することがあります。この場合、本供給約款に定める電気料金その他の供給条件は、変更後の電気供給約款によります。

なお、当社は、本供給約款を変更する際には当社所定のウェブサイトへの掲載その他の方法を通じてお客さまにあらかじめお知らせいたします。

- (2) 本供給約款を変更しようとする場合(次項に規定する場合を除く)において、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、同法その他の法令に基づく説明書面および変更後の書面の交付については、原則として、当社所定のウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法又はその他の情報通信の技術を利用する方法にて行うものとします。変更後の書面については、当社は、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、変更された事項ならびに供給地点特定番号のみを記載した書面を交付するものとし、お客さまは、当該取扱いについて、あらかじめ承諾するものとします。
- (3) 本供給約款を変更しようとする場合(法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の小売供給契約の実質的な変更を伴わないもの)において、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく説明書面および変更後の書面の交付についてはこれを行わないものとします。

3.定義

次の言葉は、本供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。ただし、下記に定めのない言葉については、電力会社の定める約款等に準ずるものとします。

(1) 低圧

標準電圧 100 ボルト又は 200 ボルトをいいます。

(2) 電灯

LED、白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。

- (3) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、又は妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (4) 動力
電灯及び小型機器以外の電気機器をいいます
- (5) 契約主開閉器
契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (6) 契約電流
契約上使用できる最大電流(アンペア)をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。
- (7) 契約容量
契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。
- (8) 契約電力
契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。
- (9) 消費税等相当額
消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
- (10)再生可能エネルギー発電促進賦課金
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。
- (11)貿易統計
関税法にもとづき公表される統計をいいます。
- (12)平均燃料価格算定期間
貿易統計の輸入品の数量及び価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間又は 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。)をいいます。
- (13)一般送配電事業者
お客さまの供給区域において託送供給等を行う一般送配電事業者をいいます。
- (14)夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(15)その他季

毎年10月1日から6月30日までの期間をいいます。

4.単位及び端数処理

本供給約款において料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりといたします。

- (1) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペア(kVA)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。契約電力の単位は1キロワット(kW)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は1キロワット時(kWh)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税が課される金額及び消費税等相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てます。

5.実施細目等

- (1) 本供給約款の実施上必要な細目事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めず。
- (2) 本供給約款に定めのない事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めず。

Ⅱ 契約の申込み

6.申込み

- (1) お客さまが新たに電気の供給契約を希望される場合は、あらかじめ本供給約款を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) 電気供給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

7.契約の要件

お客さまに当社が電気を供給する際は、一般送配電事業者の供給設備を使用いたします。それに伴い、お客さまには、法令で定める技術要件、その他の法令等に従い、かつ一般送配電事業者の定める託送供給等約款における需要者にかかわる事項及び系統連系技術要件を遵守していただきます。

8.電気供給契約書の作成

当社は電気の供給に関する必要な事項について、特別な事情がある場合を除き、電気供給契約書を作成しないものとし、お客さまはこれに承諾するものとします。

9.契約期間

- (1) 電気供給契約の契約期間は、別途申込書或いは契約書等で定める場合を除き、電気供給契約が成立した日から、供給開始日以降2年目の日までといたします。
- (2) 契約期間満了日の3ヶ月前までに、お客さま、又は、当社から相手方に対する電気供給契約終了の意思表示がない限り、電気供給契約の契約期間は自動的に1年間延長し、以後もこの例によるものとします。この場合、当社は、原則として継続後の契約期間のみをお客さまに書面を交付(電子メール、ホームページでの閲覧など当社が適当と判断する方法も含みます。)してお知らせするものとし、契約更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、延長後の契約期間ならびに供給地点特定番号のみを記載した書面を交付(電子メール、ホームページでの閲覧など当社が適当と判断する方法も含みます。)するものとし、お客さまは、当該取扱いについて、あらかじめ承諾するものとします。

10.電気供給契約の単位

当社は、お客さまの希望に応じて、1供給場所について、原則として、1電気供給契約を結びます。ただし、1需要場所について電灯又は小型機器と動力をあわせて使用する需要の場合、当社は複数の電気供給契約を締結することがあります。

11.供給の開始

- (1) 一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。

- (2) 当社は、お客さまの電気供給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客さまと協議のうえ供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (3) 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、当社は、お客さまに対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに供給開始日を定めて電気を供給いたします。

12.供給の単位

当社は、原則として、1 電気供給契約につき 1 供給電気方式 1 引込み及び 1 計量をもって電気を供給いたします。

Ⅲ 契約種別及び料金

13.契約種別および電気料金

契約種別および電気料金に関する詳細事項は、別表 3(契約種別および電気料金)にて定めま
す。

14.料金等

料金は、基本料金、電力量料金の合計と月額最低料金のいずれか大きい方に、別表 1(再生
可能エネルギー発電促進賦課金)によって算出された再生可能エネルギー発電促進賦課金を
加えた金額といたします。ただし、電力量料金は別表 2(燃料費調整)(1)イによって算定された
平均燃料価格が一般送配電事業者管轄における基準燃料価格 X を下回る場合には、別表 2
(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2(燃料費調
整)(1)イによって算定された平均燃料価格が一般送配電事業者管轄における基準燃料価格 X
を上回る場合には、別表 2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたもの
といたします。

IV 料金の算定及び支払い

15.料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に供給開始延期の申入れがあった場合及びお客さまの責に帰すことのできない事由によって供給が開始されない場合を除き、供給開始日から適用いたします。

16.検針日

検針日は、一般送配電事業者が実際に検針を行なった日又は検針を行なったものとされる日といたします。

17.料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、毎月 1 日から当該月末日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、又は電気供給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始日から月末までの期間又は 1 日から終了日の前日までの期間といたします。
- (2) 料金は、電気供給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

18.使用電力量の算定

使用電力量等の算定は以下のとおり行い、その結果は、算定後すみやかにお客さまにお知らせいたします。

- (1) 使用電力量とは、お客さまに対し当社が供給をした電力量であって、一般送配電事業者から連絡があった託送供給等約款に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。
- (2) 料金の算定期間における使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間において合計した値といたします。ただし、料金の算定期間の直後の検針日に係る一般送配電事業者からの使用電力量の通知を受領していない場合、当該通知にもとづき、当該料金の算定期間の翌算定期間以降の料金において精算いたします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送供給等約款に定めるところにより、お客さまとの協議によって定めます。

19.料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を「1 月」の途中で開始し又は電気供給契約が終了した場合
 - ロ 「1 月」の途中で、契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) (1)イの場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金は、以下の計算式により日割計算にて算定いたします。

1月の基本料金×日割計算対象日数／暦日数

ロ) 電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

ハ) 上記イ又はロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(3) (1)ロの場合は、次により料金を算定いたします。

イ) 基本料金、最低月額利用料金は変更前後でどちらか大きい額を適用いたします。

ロ) 電力量料金は、変更前後でどちらか大きい従量料金単価を適用いたします。

ハ) 上記イ又はロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

20. 料金の支払義務ならびに支払期日

(1) お客さまの料金の支払義務が発生する日は、請求対象月の翌月1日以降で当社にて請求が可能となった日といたします。ただし、本供給約款第18条(3)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日以降で当社にて請求が可能となった日といたします。また、電気供給契約が終了した場合は、終了日といたします。

(2) お客さまへのご請求は、当社にて請求が可能となった日もしくはその日以降すみやかにを行います。

(3) 当社は、料金その他の請求額を以下のイ～ハのいずれかの方法でお客さまへ提示することをもって、お客さまへの請求を行ったものといたします。

イ) 請求書をお客さまへ郵送すること

ロ) 請求書の電子データを電子メールにてお客さまへ送付すること

ハ) 請求書の電子データを当社指定 Web ページに掲載し、お客さまの閲覧に供すること

(4) 支払期日は請求書等で別途定める場合を除き請求対象月の翌月20日といたします。ただし、請求対象月の翌月20日が日曜日又は銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日に該当する場合には、その前営業日に料金を支払っていただきます。

(5) 当社は、請求額又はお客さまの支払額に過誤があることが判明した場合、その支払過剰額又は過少額を遅滞なくお客さまにお知らせし、当社はお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。

21. 料金その他の支払方法

電気料金については毎月、当社が指定する以下の方法により支払っていただきます。

(1) 口座振替

お客さまの指定する口座から当社の口座へと毎月継続して電気料金を振り替える方法をいいます。

(2) コンビニエンスストア等での支払

当社の指定するコンビニエンスストア等で収納制度を利用して支払う方法をいいます。ただし、支払に伴う手数料は、お客さまの負担となります。

(3) クレジットカード

当社の指定するクレジットカード会社(代行業者を含み、以下同様とします。)との契約に基づき、そのクレジットカード会社に毎月継続して電気料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法をいいます。

22.延滞利息

お客さまが料金(再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて年10パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合といたします)による延滞利息を申し受けます。

V 使用及び供給

23. 供給場所への立入りによる業務の実施

当社及び一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地又は建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ること及び業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 供給地点の計量器等供給場所内の電気工作物の設計、施工、改修又は検査
- (2) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約主開
- (4) 閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査又は電気の使用用途の確認
- (3) 計量値の確認
- (4) 本供給約款第 25 条、本供給約款第 35 条又は本供給約款第 37 条により必要な処置
- (5) その他本供給約款によって、電気供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務又は一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

24. 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、又は一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。)には、お客さまの負担で、必要な調整装置又は保護装置を供給場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、又は専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- イ) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ) 負荷の特性によって電圧又は周波数が著しく変動する場合
- ハ) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ) 著しい高周波又は高調波を発生する場合
- ホ) その他上記イ、ロ、ハ又はニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。

25. 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合その他託送供給等約款等に定めのある場合には、そのお客さまについて電気の供給が停止されることがあります。
 - イ) お客さまの責に帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ) お客さまの供給場所内の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷し、又は紛失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

(2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、そのお客さまについて電気の供給が停止されることがあります。

イ) お客さまの責に帰すべき事由により保安上の危険がある場合

ロ) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合

ハ) 電気契約種別定義書に定める需要の種類とは異なる種類の需要に電気を使用された場合

ニ) 本供給約款第 23 条に反して、立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合

ホ) 本供給約款第 24 条(1)によって必要となる措置を講じない場合

26.供給停止の解除

本供給約款第 25 条によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、当社は、すみやかに電気の供給の再開を一般送配電事業者に依頼いたします。

27.供給停止期間中の料金

本供給約款第 25 条によって電気の供給を停止した場合でも、その停止期間を含め、料金算定期間「1 月」として算定した料金を申し受けます。

28.違約金

(1) お客さまが本供給約款第 25 条(2)ロ又はへに該当し、そのために料金の全部又は一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として支払っていただきます。

(2) (1)の免れた金額は、本供給約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間を確認できないときは、当社が合理的に決定した期間といたします。

(4) お客さまが電気供給契約の廃止を希望し、そのお申し出が、本供給約款第 35 条(1)(2)および(3)に定められた期日以降になされた場合については、やむを得ないと当社が判断する場合を除き、違約金としてお申し出の月の基本料金の 50%の 3 倍に相当する金額をお客さまより申し受けます。

(5) 電気供給契約の廃止のお申し出が本供給約款第 35 条(2)に定められた期日以前になされた場合であっても、当社との電気供給契約の廃止後に、旧一般電気事業者(北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、沖縄電力株式会社)ではなく、その他の電力会社と電気供給契約を締結する場合については、上記(4)で定める金額の違約金をお客さまより申し受けます。

29.供給の中止又は使用の制限もしくは中止

- (1) 当社又は一般送配電事業者は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、又はお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ) 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、又は生ずるおそれがある場合
 - ロ) 非常変災の場合
 - ハ) その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社又は一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

30.制限又は中止の料金割引

当社は本供給約款第 29 条(1)によって、電気の供給を中止し、又は電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、その期間中について、原則として料金の減額等を行いません。

31.損害賠償の免責

- (1) あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できない場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (2) 本供給約款第 29 条(1)によって電気の供給を中止し、又は電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (3) 本供給約款第 25 条によって電気の供給を停止した場合、又は本供給約款第 37 条によって電気供給契約を解約した場合もしくは電気供給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (4) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (5) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客さまはその損害について賠償の責任を負いません。
- (6) 当社は、一般送配電事業者の責に帰すべき事由により被ったお客さまの損害について賠償の責任を負いません。

32.設備の賠償

お客さまが故意又は過失によって、その供給場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、又は紛失したことにより、当社が一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VI 契約の変更及び終了

33.電気供給契約の変更

- (1) お客さまが電気供給契約の変更を希望される場合は、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) 消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき本供給約款を変更いたします。
- (3) お客さまが契約電力等を超過して電気を使用された場合、その月より前の電気使用状況を判断して、契約電力等が不相当と認められる場合には、当社は翌月からの契約電力等をそれぞれ契約電力等の最大値に変更できるものとします。
- (4) 当社は、料金改定が必要となる場合は、以下の各号にしたがい、本契約における新たな料金単価を定めることができます。
 - イ) 当社は事前に新たな料金単価、およびその適用開始日(以下「新料金単価適用開始日」といいます。)を書面又はインターネットの利用その他当社が適切と考える方法でお客さまに通知します。
 - ロ) お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の14日前までに、当社に対して書面にて解約を通知することで本契約を解約することができます。この場合には、本契約は、本契約の各規定にかかわらず、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものとします。本号による中途解約の場合には、当社およびお客さまは、互いに本号による中途解約に伴う損害賠償義務・補償義務等を負わないものとします。
 - ハ) 前号に定める期限までに、お客さまから解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用します。
- (5) 当社は、個別の電気供給契約を変更する際には、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、同法その他の法令に基づく説明書面および変更後の書面の交付については、原則として、当社所定のウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法又はその他の情報通信の技術を利用する方法にて行うものとします。変更後の書面については、当社は、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、変更された事項ならびに供給地点特定番号のみを記載した書面を交付するものとし、お客さまは、当該取扱いについて、あらかじめ承諾するものとします。

34.名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希

望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、原則として当社所定の様式によって届出をしていただきます。

35.電気供給契約の終了

- (1) お客さまが契約期間満了日をもって他電力会社への契約の切り替えを希望される場合は、満了日の3ヶ月前までに当社指定の方法にて申し出ていただきます。
- (2) お客さまが契約期間満了日前に他電力会社への契約の切り替えを希望される場合(中途解約)は、廃止希望日の3ヶ月前までに当社指定の方法にて申し出ていただきます。
- (3) 引っ越し・廃業等によりお客さまが供給地点に関する電気供給契約の廃止を希望される場合は、廃止希望日の5営業日前までに当社指定の方法にて申し出ていただきます。
- (4) 当社は、原則として、お客さまの本人確認を行ったうえ、お客さまから通知された終了日に電気の供給を終了させるための適当な処置を行います。
- (5) 電気供給契約は、本供給約款第37条に規定する場合又は次の場合を除き、お客さまが当社に通知された終了期日に終了いたします。
 - イ) 当社がお客さまの終了通知を終了期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に電気供給契約が終了するものいたします。
 - ロ) 当社の責に帰すことのできない事由(非常変災等の場合を除きます。)により電気の供給を終了させるための処置をとることができない場合は、電気供給契約は電気の供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものいたします。

36.供給開始後の電気供給契約の終了又は変更にもなう料金及び工事費の精算

当社は、次のいずれかの場合において、当社が一般送配電事業者から託送供給等約款に基づいて、料金の精算を求められる場合には、電気供給契約の終了、又は変更の日はその精算金を工事費負担金等相当額としてお客さまにお支払いいただきます。

- (1) お客さまが契約電流、契約容量、又は契約電力を新たに設定した後1年に満たないで供給契約を終了しようとされる場合。
- (2) お客さまが契約電流、契約容量、又は契約電力を増加された後1年に満たないで供給契約を終了しようとされる場合。
- (3) お客さまが契約電流、契約容量、又は契約電力を新たに設定された後1年に満たないで当該設定された契約電流、契約容量、又は契約電力を減少しようとされる場合。
- (4) お客さまが契約電流、契約容量、又は契約電力を増加された後1年に満たないで当該増加された契約電流、契約容量、又は契約電力を減少しようとされる場合。

37.解約等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気供給契

約の解約をする場合があります。なお、この場合には解約の 15 日前までに通知いたします。

- イ) 本供給約款第 25 条によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
 - ロ) 支払期日を 15 日経過してもお客さまが料金を支払わない場合
 - ハ) 支払期日を 15 日経過してもお客さまが他契約(既に終了しているものを含みます。)の料金を支払わない場合
 - ニ) お客さまに仮差押え、仮処分、差押え、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立て、又は破産手続開始、民事再生手続開始の申立てがあったとき、もしくはお客さまが清算手続に入った場合
 - ホ) 本供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(違約金、工事費負担金その他本供給約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払わない場合
 - ヘ) お客さまが、毎月の料金の支払いを、本供給約款第 21 条所定の当社が指定した支払方法に違反した場合
 - ト) お客さまがその他本供給約款に違反した場合
- (2) お客さまが、本供給約款第 35 条(3)による通知をされないで、その供給場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合は、電気を使用していないことが明らかになった日に電気供給契約は終了いたします。

38.電気供給契約終了後の債権債務関係

電気供給契約期間中に生じた料金その他の債権債務は、電気供給契約の終了によっては消滅いたしません。

Ⅶ 工事及び工事費の負担金

39.供給方法および工事

一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、当該一般送配電事業者の託送供給等約款等に定めるところによるものといたします。

40.工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 一般送配電事業者から、託送供給等約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費又は実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 一般送配電事業者から、工事完成后、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- (3) 託送供給等約款等にもとづき当社の負担で施設し、又は取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、又は取り付けていただきます。

VIII 保安

41.調査に対するお客さまの協力

お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社及び一般送配電事業者へ通知していただきます。

42.保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社及び一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合には、当社及び一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。
- イ) お客さまが、引込線、計量器等その供給場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ) お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。)の設置、変更又は修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社及び一般送配電事業者へ通知していただきます。また、物件の設置、変更又は修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社及び一般送配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社、又は一般送配電事業者はお客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

Ⅸ その他

43.反社会的勢力の排除

- (1) 当社およびお客さまは、次の各号について表明し、保証するものとします。
- イ) 自己、自社、自社の役員(取締役、監査役、執行役および執行役員をいう。)もしくは実質的に経営関与する者、又は自社の株主等であって自社を実質的に所有し、もしくは支配する者(以下、これらを併せて「各当事者」という。)が、供給契約の締結交渉開始時から供給契約の履行完了時までの間のいつの時点においても、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他の反社会勢力又はその所属員(以下「暴力団等反社会勢力」をいう。)に該当しないこと。
 - ロ) 各当事者等が、供給契約の締結交渉開始時から供給契約の履行完了時までの間のいつの時点においても、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は、第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等反社会勢力を利用していると認められる関係を有していないこと。
 - ハ) 各当事者等が、供給契約の締結交渉開始時から供給契約の履行完了時までの間のいつの時点においても、暴力団等反社会勢力に対して資金等を供与し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有していないこと。
- 二) 各当事者が供給契約の締結及び履行につき必要な許認可等を取得していること。
- (2) 当社は、お客さまに、供給契約の締結交渉開始時から供給契約の履行完了時までの間のいつの時点においても、自ら又は第三者をして、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約していただきます。
- イ) 暴力的な要求行為
 - ロ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 二) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方当事者もしくは第三者の信用を毀損し、又は相手方当事者もしくは第三者の業務を妨害する行為
- ホ) その他前各号に準ずる行為

44.管轄裁判所

お客さまとの電気供給契約に関する一切の紛争については東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

45.信用情報の共有

当社は、お客さまが本供給約款第37条(1)ロ、ハ又はホに該当する場合には、電気供給契約に係る名義、需要場所および料金の支払状況等について、他の小売電気事業

者に提供することがあります。

46.本供給約款の実施期日

本供給約款は 2019 年 10 月 1 日より施行するものとします。

別表

1.再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額といたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める賦課金の額の算定の対象となる電気に適用し、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円として、その端数は、切り捨てます。

ロ) お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金とした金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する法令で定める割合を乗じて得た金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

また、お客さまの事務所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合、又は再生可能エネルギー特別措置法第 37 条 5 項もしくは第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

2.燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha, \beta, \gamma = \alpha$ に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- ① 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格 X(α に定める係数。以下同様とします。)を下回る場合

$$\text{燃料調整単価} = (X - \text{平均燃料価格}) \times \text{ホの基準単価} / 1,000$$

- ② 1キロリットル当たりの平均燃料価格が X を上回り、かつ、基準燃料価格 Y(α に定める係数。以下同様とします。)以下の場合

$$\text{燃料調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X) \times \text{ホの基準単価} / 1,000$$

- ③ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が Y を上回る場合

$$\text{燃料調整単価} = (Y - X) \times \text{ホの基準単価} / 1,000$$

ハ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月1日から5月31日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間

	間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間(閏年となる場合は、2 月 29 日までの期間)
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間

二) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ホ) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、管轄する一般送配電事業者ごとに、次のとおりといたします。

北海道電力管轄	1 キロワット時につき	19 銭 7 厘(税込)
東北電力管轄	1 キロワット時につき	22 銭 1 厘(税込)
東京電力パワーグリッド管轄	1 キロワット時につき	23 銭 2 厘(税込)
中部電力管轄	1 キロワット時につき	23 銭 3 厘(税込)
北陸電力管轄	1 キロワット時につき	16 銭 1 厘(税込)
関西電力管轄	1 キロワット時につき	16 銭 5 厘(税込)
中国電力管轄	1 キロワット時につき	23 銭 8 厘(税込)
四国電力管轄	1 キロワット時につき	19 銭 6 厘(税込)
九州電力管轄	1 キロワット時につき	13 銭 6 厘(税込)

へ) 燃料費調整単価算出用係数

北海道電力管内

項目	値	
係数	α	0.4699
	β	0.0000
	γ	0.7879
基準燃料価格	X	37,200 円

	Y	55,800 円
--	---	----------

東北電力管内

項目		値
係数	α	0.1152
	β	0.2714
	γ	0.7386
基準燃料価格	X	31,400 円
	Y	47,100 円

東京電力パワーグリッド管内

項目		値
係数	α	0.1970
	β	0.4435
	γ	0.2512
基準燃料価格	X	44,200 円
	Y	66,300 円

中部電力管内

項目		値
係数	α	0.0275
	β	0.4792
	γ	0.4275
基準燃料価格	X	45,900 円
	Y	68,900 円

北陸電力管内

項目		値
係数	α	0.2303
	β	1.1441
	γ	0.00
基準燃料価格	X	21,900 円
	Y	32,900 円

関西電力管内

項目		値
係数	α	0.0332
	β	0.3786
	γ	0.6231
基準燃料価格	X	27,100 円
	Y	なし

中国電力管内

項目		値
係数	α	0.1543
	β	0.1322
	γ	0.9761
基準燃料価格	X	26,000 円
	Y	39,000 円

四国電力管内

項目		値
係数	α	0.2104
	β	0.0541
	γ	1.0588
基準燃料価格	X	26,000 円
	Y	39,000 円

九州電力管内

項目		値
係数	α	0.0053
	β	0.1861
	γ	1.0757
基準燃料価格	X	27,400 円
	Y	41,100 円

3.契約種別および電気料金

(A) 契約種別

(1) 契約種別

基本契約種別は下表の通りとします。下表にない契約種別を選択する場合には、別途申込書等でその詳細および電気料金単価を定めることとします。

電力管轄	契約種別
北海道電力	パネルプラン B
	パネルプラン C
	パネルプラン低圧
東北電力	パネルプラン B
	パネルプラン C
	パネルプラン低圧
東京電力パワーグリッド	パネルプラン B
	パネルプラン C
	パネルプラン低圧
中部電力	パネルプラン B
	パネルプラン C
	パネルプラン低圧
北陸電力	パネルプラン B
	パネルプラン C
	パネルプラン低圧
関西電力	パネルプラン A
	パネルプラン B
	パネルプラン低圧
中国電力	パネルプラン A
	パネルプラン B
	パネルプラン低圧
四国電力	パネルプラン A
	パネルプラン B
	パネルプラン低圧
九州電力	パネルプラン B
	パネルプラン C
	パネルプラン低圧

(2) パネルプラン A(関西電力管轄、中国電力管轄、四国電力管轄)

パネルプラン B(北海道電力管轄、東北電力管轄、東京電力パワーグリッド管轄、中部電力管轄、北陸電力管轄、九州電力管轄)

イ) 適用範囲

電灯又は小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたしません。
- ② 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト又は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルト又は交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ) 契約電流

- ① パネルプラン B の契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペア、60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、当社が指定する販売窓口等の契約要件を満たさない場合は、お申込みを受け付けないことがあります。
- ② 当社は、一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(3) パネルプラン B(関西電力管轄、中国電力管轄、四国電力管轄)

パネルプラン C(北海道電力管轄、東北電力管轄、東京電力パワーグリッド管轄、中部電力管轄、北陸電力管轄、九州電力管轄)

イ) 適用範囲

電灯又は小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

- ② 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上又は当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルト又は交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ) 契約容量

契約主開閉器により契約容量を定めることとし、契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

【算定式】

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \div 1000$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。ただし、契約容量を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、契約容量をお客さまと当社との協議によって定めます。

(4) パネルプラン低圧(全電力管轄共通)

イ) 適用範囲

動力を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- ① 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。
- ② 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）又は、契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ロ) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルト又は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります

ハ) 契約電力

契約主開閉器により契約容量を定めることとし、契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

【算定式】

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \div 1,000$$

ただし、契約電力を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、契約電力をお客さまと当社との協議によって定めます。

(B) 電気料金

それぞれの契約種別における電気料金(税込み)は、それぞれ以下の通りといたします。ただし、まったく電気を使用しない月の基本料金は半額とします。

北海道電力管内

契約種別	基本料金	従量料金 第一段階	従量料金 第二段階	従量料金 第三段階	月額最低 料金
パネルプラン B	337.59 円	23.98 円	27.85 円	30.59 円	250.80 円
パネルプラン C	337.59 円	23.98 円	27.85 円	30.59 円	0 円

契約種別	基本料金	従量料金 夏季	従量料金 その他季
パネルプラン低圧	1,274.13 円	17.67 円	17.67 円

※パネルプラン B の基本料金は 10A あたりの金額、パネルプラン C、パネルプラン低圧の基本料金は 1kW(kVA)あたりの金額といたします。

※従量料金はそれぞれ 1kWhあたりの金額といたします。

※パネルプラン B、パネルプラン C の電力量料金については、最初の 120kWh までの 1kWh につき従量料金第一段階を適用し、120kWh を超過し 280kWh までの 1kWh につき従量料金第二段階を適用、300kWh を超える 1kWh には従量料金第三段階を適用いたします。

※パネルプラン低圧については、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

東北電力管内

契約種別	基本料金	従量料金 第一段階	従量料金 第二段階	従量料金 第三段階	月額最低 料金
パネルプラン B	326.70 円	18.58 円	24.32 円	26.36 円	261.80 円
パネルプラン C	326.70 円	18.58 円	24.32 円	26.36 円	0 円
パネルプラン低圧	1,138.50 円	14.49 円	21.45 円	26.36 円	0 円

※パネルプラン B の基本料金は 10A あたりの金額、パネルプラン C、パネルプラン低圧の基本料金は 1kW(kVA)あたりの金額といたします。

※従量料金はそれぞれ 1kWhあたりの金額といたします。

※パネルプラン B、パネルプラン C の電力量料金については、最初の 120kWh までの 1kWh につき従量料金第一段階を適用し、120kWh を超過し 300kWh までの 1kWh につき従量料金第二段階を適用、300kWh を超える 1kWh には従量料金第三段階を適用いたします。

※パネルプラン低圧の電力量料金については、契約容量が 1kVA の場合、最初の 70kWh までの 1kWh につき従量料金第一段階を適用し、70kWh を超過し 200kWh までの 1kWh につき従量料金第二段階を適用、200kWh を超える 1kWh には従量料金第三段階を適用いたします。パネルプラン低圧におけるそれぞれの段階の上限電力量は、契約容量に比例して増加いたします。

東京電力パワーグリッド管内

契約種別	基本料金	従量料金 第一段階	従量料金 第二段階	従量料金 第三段階	月額最低 料金
パネルプラン B	283.14 円	19.60 円	24.81 円	27.44 円	235.14 円
パネルプラン C	283.14 円	19.60 円	24.81 円	27.44 円	0 円

契約種別	基本料金	従量料金 夏季	従量料金 その他季
パネルプラン低圧	1,110.78 円	17.38 円	15.80 円

※パネルプラン B の基本料金は 10A あたりの金額、パネルプラン C、パネルプラン低圧の基本料金は 1kW(kVA)あたりの金額といたします。

※従量料金はそれぞれ 1kWhあたりの金額といたします。

※パネルプラン B、パネルプラン C の電力量料金については、最初の 120kWh までの 1kWh につき従量料金第一段階を適用し、120kWh を超過し 300kWh までの 1kWh につき従量料金第二段階を適用、300kWh を超える 1kWh には従量料金第三段階を適用いたします。

※パネルプラン低圧については、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用さ

れた電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

中部電力管内

契約種別	基本料金	従量料金 第一段階	従量料金 第二段階	従量料金 第三段階	月額最低 料金
パネルプラン B	283.15 円	21.06 円	24.53 円	25.64 円	258.50 円
パネルプラン C	283.14 円	21.06 円	24.53 円	25.64 円	0 円

契約種別	基本料金	従量料金 夏季	従量料金 その他季
パネルプラン低圧	1,132.56 円	17.04 円	15.49 円

※パネルプラン B の基本料金は 10A あたりの金額、パネルプラン C、パネルプラン低圧の基本料金は 1kW(kVA)あたりの金額といたします。

※従量料金はそれぞれ 1kWhあたりの金額といたします。

※パネルプラン B、パネルプラン C の電力量料金については、最初の 120kWh までの 1kWh につき従量料金第一段階を適用し、120kWh を超過し 300kWh までの 1kWh につき従量料金第二段階を適用、300kWh を超える 1kWh には従量料金第三段階を適用いたします。※パネルプラン低圧については、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

北陸電力管内

契約種別	基本料金	従量料金 第一段階	従量料金 第二段階	従量料金 第三段階	月額最低 料金
パネルプラン B	239.58 円	17.80 円	20.82 円	21.06 円	181.05 円
パネルプラン C	239.58 円	17.80 円	20.82 円	21.06 円	0 円
パネルプラン低圧	1,049.38 円	11.06 円	19.31 円	21.06 円	0 円

※パネルプラン B の基本料金は 10A あたりの金額、パネルプラン C、パネルプラン低圧の基本料金は 1kW(kVA)あたりの金額といたします。

※従量料金はそれぞれ 1kWhあたりの金額といたします。

※パネルプラン B、パネルプラン C の電力量料金については、最初の 120kWh までの 1kWh につき従量料金第一段階を適用し、120kWh を超過し 300kWh までの 1kWh につき従量料金第二段階を適用、300kWh を超える 1kWh には従量料金第三段階を適用いたします。

※パネルプラン低圧の電力量料金については、契約容量が 1kVA の場合、最初の 70kWh までの 1kWh につき従量料金第一段階を適用し、70kWh を超過し 200kWh までの 1kWh につき従量料金第二段階を適用、200kWh を超える 1kWh には従量料金第三段階を適用いたします。パネルプラン低圧におけるそれぞれの段階の上限電力量は、契約容量に比例して増加いたします。

関西電力管内

契約種別	基本料金	従量料金 第一段階	従量料金 第二段階	従量料金 第三段階	月額最低 料金
パネルプラン A	0 円	20.32 円	24.51 円	24.90 円	341.02 円
パネルプラン B	396.00 円	17.92 円	20.15 円	20.57 円	0 円

契約種別	基本料金	従量料金 夏季	従量料金 その他季
パネルプラン低圧	1,067.21 円	14.62 円	13.14 円

※パネルプラン B、パネルプラン低圧の基本料金は 1kW(kVA)あたりの金額といたします。

※従量料金はそれぞれ 1kWhあたりの金額といたします。

※パネルプラン A、パネルプラン B の電力量料金については、最初の 120kWh までの 1kWh につき従量料金第一段階を適用し、120kWh を超過し 300kWh までの 1kWh につき従量料金第二段階を適用、300kWh を超える 1kWh には従量料金第三段階を適用いたします。

※パネルプラン低圧については、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

中国電力管内

契約種別	基本料金	従量料金 第一段階	従量料金 第二段階	従量料金 第三段階	月額最低 料金
パネルプラン A	0 円	20.78 円	26.91 円	26.62 円	337.35 円
パネルプラン B	402.93 円	18.09 円	23.70 円	23.45 円	0 円

契約種別	基本料金	従量料金 夏季	従量料金 その他季
パネルプラン低圧	1,099.89 円	14.96 円	13.68 円

※パネルプラン B、パネルプラン低圧の基本料金は 1kW(kVA)あたりの金額といたします。

※従量料金はそれぞれ 1kWhあたりの金額といたします。

※パネルプラン A、パネルプラン B の電力量料金については、最初の 120kWh までの 1kWh につき従量料金第一段階を適用し、120kWh を超過し 300kWh までの 1kWh につき従量料金第二段階を適用、300kWh を超える 1kWh には従量料金第三段階を適用いたします。

※パネルプラン低圧については、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

四国電力管内

契約種別	基本料金	従量料金 第一段階	従量料金 第二段階	従量料金 第三段階	月額最低 料金
パネルプラン A	0 円	20.37 円	26.45 円	27.46 円	411.40 円
パネルプラン B	370.26 円	16.97 円	22.05 円	22.88 円	0 円

契約種別	基本料金	従量料金 夏季	従量料金 その他季
パネルプラン低圧	1,105.34 円	15.80 円	14.35 円

※パネルプラン B、パネルプラン低圧の基本料金は 1kW(kVA)あたりの金額といたします。

※従量料金はそれぞれ 1kWhあたりの金額といたします。

※パネルプラン A、パネルプラン B の電力量料金については、最初の 120kWh までの 1kWh につき従量料金第一段階を適用し、120kWh を超過し 300kWh までの 1kWh につき従量料金第二段階を適用、300kWh を超える 1kWh には従量料金第三段階を適用いたします。

※パネルプラン低圧については、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

九州電力管内

契約種別	基本料金	従量料金 第一段階	従量料金 第二段階	従量料金 第三段階	月額最低 料金
パネルプラン B	294.03 円	17.45 円	22.59 円	23.44 円	314.60 円
パネルプラン C	294.03 円	17.45 円	22.59 円	23.44 円	0 円

契約種別	基本料金	従量料金 夏季	従量料金 その他季
パネルプラン低圧	1,001.88 円	17.10 円	15.42 円

※パネルプラン B の基本料金は 10A あたりの金額、パネルプラン C、パネルプラン低圧の基本料金は 1kW(kVA)あたりの金額といたします。

※従量料金はそれぞれ 1kWhあたりの金額といたします。

※パネルプラン B、パネルプラン C の電力量料金については、最初の 120kWh までの 1kWh につき従量料金第一段階を適用し、120kWh を超過し 300kWh まで 35 の 1kWh につき従量料金第二段階を適用、300kWh を超える 1kWh には従量料金第三段階を適用いたします。

※パネルプラン低圧については、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。